

平成 20 年度から国民健康保険税が変わります

平成 19 年度までの算定方式		
項 目	医療給付費分	介護納付金分 (40～64歳まで)
被保険者均等割額	23,000円	6,800円
軽減措置後の金額	2割軽減 18,400円 5割 〃 11,500円 7割 〃 6,900円	2割軽減 5,440円 5割 〃 3,400円 7割 〃 2,040円
世帯別平等割額	35,000円	4,000円
軽減措置後の金額	2割軽減 28,000円 5割 〃 17,500円 7割 〃 10,500円	2割軽減 3,200円 5割 〃 2,000円 7割 〃 1,200円
所得割率	100分の9.5	100分の1.2
資産割率	100分の25	100分の5.53
課税上限額	560,000円	90,000円



平成 20 年度からの算定方式			
項 目	医療給付費分	後期高齢者 支援金分 (新 設)	介護納付金分 (40～64歳まで)
被保険者均等割額	22,200円	5,600円	7,800円
軽減措置後の金額	2割軽減 17,760円 5割 〃 11,100円 7割 〃 6,660円	2割軽減 4,480円 5割 〃 2,800円 7割 〃 1,680円	2割軽減 6,240円 5割 〃 3,900円 7割 〃 2,340円
世帯別平等割額	28,000円	7,000円	4,000円
軽減措置後の金額	2割軽減 22,400円 5割 〃 14,000円 7割 〃 8,400円	2割軽減 5,600円 5割 〃 3,500円 7割 〃 2,100円	2割軽減 3,200円 5割 〃 2,000円 7割 〃 1,200円
※ 特定世帯の場合の 世帯別平等割額	14,000円	3,500円	
軽減措置後の金額	2割軽減 11,200円 5割 〃 7,000円 7割 〃 4,200円	2割軽減 2,800円 5割 〃 1,750円 7割 〃 1,050円	特定世帯に対して の減額規定はあり ません
所得割率	100分の9.2	100分の2.3	100分の1.7
資産割率	廃止	—	廃止
課税上限額	470,000円	120,000円	90,000円

医療制度改革により平成20年度から後期高齢者医療制度が新設されました。これにもなつて地方税法が一部改正され、また賦課(課税)方式の見直しを行いました。平成20年度からの国民健康保険税は、次のようになります。



後期高齢者医療制度の運営のしくみ

本人窓口負担

佐賀県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者
医療保険料
(1割)

後期高齢者支援金 (4割)
74歳以下の各医療保険(政管健保・
健保組合・共済組合・国保等)がそ
れぞれ負担します

公費負担 (5割) 国、県、市の負担割合
(国4:県1:市1)

医療
機
関

賦課(課税)方式の改正点

- ①「医療給付費分」と「介護納付金分」に「後期高齢者支援金分」が加わりました。
- ②賦課(課税)の上限額が改正されました。
- ③賦課方式の資産割を廃止しました。資産割の廃止と医療費の伸び、介護納付金の不足を考慮し、「被保険者均等割額」と「所得割率」を改めました。

※特定世帯

同一世帯の国保被保険者が、後期高齢者医療保険に移行した結果、国保の被保険者が一人だけ(国保単身世帯)になる場合。5年間は通常の世帯別平等割額の半額となります。

また、この場合の後期高齢者医療保険の被保険者を「**特定同一世帯所属者**」といいます。